

<別紙2>

医療法人社団松和会 介護老人保健施設 ききょう苑 訪問リハビリテーション 料金表

介護保険給付対象サービス

【要介護1～5】

2021年4月1日現在

	項目	利用単位	利用料金
要 介 護	<b>訪問リハビリテーション費</b> (1回20分以上の指導)(1回につき)(1週6回を限度)	307単位	3238円
	<b>サービス提供体制強化加算(Ⅰ)</b> (7年以上勤務している療養士がいる事業所)(1回につき)	6単位	63円
	<b>短期集中リハビリテーション実施加算</b> (退院・退所日又は要介護認定を受けた日から3ヶ月以内)(1日につき)	200単位	2110円
	<b>リハビリテーションマネジメント加算 A イ</b> (事業所医師の指示、指示内容の記録、リハ会議、リハ計画の報告、見直し、情報提供、他事業所への助言、家族に対する助言、記録)(1月につき)	180単位	1899円
	<b>リハビリテーションマネジメント加算 A ロ</b> (事業所医師の指示、指示内容の記録、リハ会議、リハ計画の報告、見直し、情報提供、他事業所への助言、家族に対する助言、記録、厚労省へのデータの提出)(1月につき)	213単位	2247円
	<b>リハビリテーションマネジメント加算 B イ</b> (事業所医師の指示、指示内容の記録、リハ会議、リハ計画の報告、見直し、情報提供、他事業所への助言、家族に対する助言、医師によるリハ計画の説明、記録)(1月につき)	450単位	4747円
	<b>リハビリテーションマネジメント加算 B ロ</b> (事業所医師の指示、指示内容の記録、リハ会議、リハ計画の報告、見直し、情報提供、他事業所への助言、家族に対する助言、医師によるリハ計画の説明、記録、厚労省へのデータの提出)(1月につき)	483単位	5095円
	<b>事業所医師のリハビリテーション計画作成に係る診療がない場合</b> (1回につき、減算)	50単位減算	527円減
	<b>移行支援加算</b> (利用者の社会参加を支援した事業所)(1日につき)	17単位	179円

【要支援1～2】

	項目	利用単位	利用料金
要 支 援	<b>介護予防訪問リハビリテーション費</b> (1回20分以上の指導)(1回につき)(1週6回を限度)	307単位	3238円
	<b>サービス提供体制強化加算(Ⅰ)</b> (7年以上勤務している療養士がいる事業所)(1回につき)	6単位	63円
	<b>介護予防短期集中リハビリテーション実施加算</b> (退院・退所日又は要介護認定を受けた日から3ヶ月以内)(1日につき)	200単位	2110円
	<b>事業所医師のリハビリテーション計画作成に係る診療がない場合</b> (1回につき、減算)	50単位減算	527円減

※訪問及び介護予防訪問リハビリテーションは1回、20分になります。

※上記単位に10.55円(伊勢原市5級地の地域単価)をかけた金額のうち利用者負担割合に応じた割合が自己負担となります。

※短期集中リハビリテーション実施加算は、退院・退所日又は要介護認定を受けた日から3ヶ月以内に、おおむね週2日以上、1回40分以上の訪問リハビリを実施した場合算定されます。

※新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として、2021年4月～9月末までの間、基本報酬(上記の訪問リハビリテーション費及び介護予防訪問リハビリテーション費)に0.1%上乘せとなります。